

## 1 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <https://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第104号を発行させていただきます。  
明けましておめでとうございます。今年もよろしくお  
願いたします。

今月は、鳥取県に行った際に撮影した写真を掲載させて  
いただきます。



(写真は、鳥取県の岩美町の浦富海岸の風景です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりの  
ピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき  
書類** について、**電子帳簿保存法改正** について  
**その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類 について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございま

す。

それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係ででき  
ませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ  
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『**令和3年  
分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出  
の手引**』をご覧くださいとどのような書  
類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧くださいと何種類もの書類の記載方  
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる  
書類としましては、

『**給与所得の源泉徴収票**』、『**報酬、料金、契約金及び  
賞金の支払調書**』、『**不動産の使用料等の支払調書**』、  
『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』

があげられます。

まず『**給与所得の源泉徴収票**』ですが、これは昨年末  
に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務  
署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まってお  
り、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員を していなくても令和3年中 に役員であった方	令和3年中の給与等の支払 金額が <b>150万円</b> を超えるもの
<年末調整をしたもの>	令和3年中の給与等の支払

法人の役員以外の者（従業員）	金額が <b>500万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方	令和3年中の給与等の支払金額が <b>250万円</b> を超えるもの ただし、法人の役員の場合には <b>50万円</b> を超えるもの
<年末調整をしなかったもの> 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方	令和3年中の給与等の支払金額が <b>50万円</b> を超えるもの

\*給与所得の源泉徴収票は「税務署提出用」を使用し、個人番号（マイナンバー）を記載しないとけません。

\*『令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の3ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、鳥取県の岩美町の城原海岸の風景です)

次に『報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております、その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	同一人に対する令和3年中の支払金額の合計が <b>5万円</b> を超えるもの

\*報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に個人番号（マイナンバー）を記載しないとけませんので、該当する税理士など

の士業にマイナンバーを聞く必要があります。

\*『令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の23ページより一部抜粋

次に『不動産の使用料等の支払調書』ですが、提出する必要があるのは、令和3年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限りません）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する令和3年中の支払金額の合計が <b>15万円</b> を超えるもの

\*不動産の使用料等の支払調書に個人番号（マイナンバー）を記載しないとけませんので、該当する不動産の所有者さんなどにマイナンバーを聞く必要があります。

\*『令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の25ページより一部抜粋

最後に『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、鳥取砂丘の風景です)

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、

『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『令和4年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとイケません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・令和3年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・令和4年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



(写真は、鳥取砂丘の風景です)

### 3 電子帳簿保存法改正 について その2

先月に続きまして電子帳簿保存法改正について国税庁にて発行している一問一答を利用してご説明させていただきます。

問1 市販の会計ソフトを使って経理処理や申告書の作成などを行っている場合には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等は認められますか。

#### 【回答】

市販の会計ソフトを使用し、ディスプレイやシステムの概要書等を備え付けること等の法令で定められた要件を満たしている場合には、紙による保存等に代えて、電磁的記録等による保存等を行うことが認められます。

\*お使いの会計ソフトが電磁的記録等による保存に対応しているかどうかについては、会計ソフトメーカーにお問い合わせ・操作説明書を確認するが必要になります。

問2 電磁的記録等による保存等が認められない国税関係帳簿書類には、どのようなものがあるのでしょうか。

#### 【回答】

電磁的記録等による保存等が認められる国税関係帳簿は、自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成するものであることから、手書きで作成された国税関係帳簿については、電磁的記録等による保存等は認められません。

なお、国税関係書類については、自己が一貫してコンピュータを使用して作成するもののほか、書面で作成又は受領したものについても、スキャン文書による保存が認められます。

\*スキャン文書による保存につきましては、あらためてご説明させていただきます。



(写真は、砂の美術館の展示作品です)

問3 売上伝票などの伝票類について、電子帳簿保存法を適用することにより電磁的記録等による保存等を行うことは認められますか。

【回答】

売上伝票などの伝票類が、企業内での決済、整理などを目的として作成されている場合は、所得税法施行規則第63条第1項及び法人税法施行規則第59条第1項等に規定する保存すべき書類には当たらないことから、法第2条第2号（定義）に規定する国税関係書類に該当しないので、電子帳簿保存法の適用はありません。

一方、伝票が国税関係帳簿の記載内容を補充する目的で作成・保存され、その伝票が国税関係帳簿の一部（補助簿）を構成する場合には国税関係帳簿となりますので、法第4条第1項及び法第5条第1項に規定する財務省令で定める要件を満たした場合には、電磁的記録等による保存を行うことは可能です。

\*作成している目的によって電子帳簿保存法が適用されるかどうかが変わってきますので、注意が必要です。

問4 国税関係書類について、課税期間の中途から電磁的記録等による保存を行うことはできますか。

【回答】

国税関係書類については、課税期間の中途からでも電磁的記録等による保存を行うことはできます。

\*国税関係帳簿については、課税期間の開始の日にそれが備え付けられ、順次それに取り引内容が記録されていくものであることから、原則的には、課税期間の中途から電磁的記録等による保存をすることはできないので、書類と帳簿で違いがありますので、ご注意ください。

今回電子帳簿保存法につきましての説明はここまでといたします。今後も数回にわたってご説明させていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・国税庁発行 「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】



（写真は、砂の美術館の展示作品です）

#### 4 編集後記

事務所便りに掲載している写真は、JR西日本で販売されていた「関西どこでもきっぷ」を利用して鳥取旅行をした際に撮影した写真です。

鳥取砂丘、砂の美術館の他に、日本最古の書物「古事記」の一節である神話「因幡の白兔」に登場する白兔神が祀られている白兔神社にも行ってきました。その時に撮影した写真を以下に掲載いたします。



白兔神社は、日本医療発祥、または大国主命と八上姫との縁を取り持たれた最古の恋物語の地として知られる、由緒明らかな神社とのことです。

鳥取に行くのは初めてでしたが、温泉地が県内に何か所もあるようなので、また訪れてみたいと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。